

---

◎報告第2号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第15、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者から説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 報告第2号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成27年11月9日提出。白老町長。

次のページをお開きください。専決処分書。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成27年9月28日専決。白老町長。

平成27年度白老町一般会計補正予算（第6号）。

平成27年度白老町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億8,938万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開きください。4ページ5ページでございます。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございます。

次に、6ページ7ページの歳入歳出事項別明細書につきましては、8ページからご説明申し上げます。2歳出、9消防費、9款消防費1項を4目災害対策費、災害対策経費64万3,000円につきましては、10月8日から9日の低気圧の影響による強風による災害に対する対応経費でございます。職員手当は職員の時間外手当でございます。13委託料につきましては、災害応急作業委託料として倒木の作業撤去費に係る経費、49万5,000円を計上いたしました。これにつきましては全額一般財源でございます。

続きまして6ページ7ページをお開きください。歳入でございます。20款繰越金1項1目繰越金、前年度繰越金64万3,000円でございます。先ほどの6号補正で充当いたしました残5,294万4,000円からこのたびの64万3,000円を充当することによりまして、残り5,230万1,000円が繰越金の留保財源となります。以上のとおりご説明を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいまで提出者からの説明ございましたけれども、6号のほうの日付の9月28日それと7号を第6号ということで、先ほど説明がありましたので、その部分だけで結構なので訂正をして、もう一度提出者からの説明としていただきたいと思います。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 報告の2—2で専決処分書の日付でございますが、平成27年10月20日専決の白老町長でございます。

次に、平成27年度白老町一般会計補正予算（第7号）でございます。以上のとおり訂正申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関しまして何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第2号はこれをもって報告済みといたします。